

○財務省告示第二百八十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年八月六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年九月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百三十九回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市





九 振替単位

十 一 発

イ 発行価格

ロ 発行競争入札

十 三 二

の経過利率、入札競争、価格競争、別参加者、債市及び国債、行及び国債、争入札、非競争、者、特別参加者、国債市場、札発行競争、非競争入札、発行競争価格

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成二十七年八月六日  
額面金額百円につき百円  
額面金額百円につき九十九円九角

(一) 年〇・四パーセント  
は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100} \times \frac{47}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額  
十七 償還金額  
十八 元利支額  
十九 払場所  
二十 入札参加者

座に記載又は記録されるもの  
 についで、前記(一)の算式に  
 より算出した金額から該金  
 額に百分の二十・三一五を乗  
 じた金額(おたし、当該国債  
 を発行時に、又は外国法人  
 が非居住者又は外国法人であ  
 る場合又は、前記(一)の算式に  
 より算出した金額に適用を受  
 ける者又は外国法人が適用を受  
 ける所得税の税率を乗じた金  
 額)を控除することができる。  
 平成二十七年十二月二十日支  
 払期とし、次の算式により支出  
 した金額を支払う。ただし、支  
 払期が銀行休業日に当たるとき  
 は、その翌営業日に支払う(以  
 下、次号及び第十六号において  
 規定する期日について同じ。)  

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$
 毎年六月二十日及び十二月二十  
 日を、支払期とし、各支払期にお  
 りて、その日以、前六箇月に属す  
 る利子を、支払う。  
 平成三十七年六月二十日  
 額面金額百円につき百円  
 日本銀行  
 財務大臣から通知を受けた者  
 平成二十七年八月六日